

番号	①
項目	西成区に現在、民泊は何件あるのか、特区民泊・新法民泊で認可されているものは何件で、認可はされていないが申請されているものも含めて教えて下さい。
<p>(回答)</p> <p>いわゆる民泊営業は「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」であり、営業するためには、旅館業法、国家戦略特別区域法（特区民泊）、住宅宿泊事業法（新法民泊）のいずれかの法律に基づく手続きが必要です。</p> <p>各施設数については次の通りです。（令和 7 年 11 月末時点）</p> <p>【西成区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法 許可 180 施設 ・特区民泊 申請受付 2,180 施設（内、認定 2,029 施設） ・新法民泊 届出（受付） 153 施設 	
担当	健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話：06-6208-9981

番号	②
項目	<p>特区民泊につきましては、大阪市は申請を来年（2026年）の5月にストップすると発表されていますが、それまでは申請を受け付けるということでしょうか。そうであるなら直ちに受付をストップしてください。できないのであればその理由は何か教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>新規申請、認定済みの特区民泊施設の居室の追加及び床面積の増加に関する変更認定申請は、令和8年5月29日をもって受付を終了します。申請受付終了日までは申請を受け付けます。</p> <p>特区民泊の新規受付の終了にあたっては、弁護士等からの「一定の経過措置期間が必要」との意見を踏まえ、現在申請準備を進めている事業者への影響に配慮するとともに、過度な経過措置期間が政策効果を損なう可能性があることも考慮し、内閣総理大臣による区域計画変更案の認定（令和7年11月28日）から6か月程度の経過措置期間を確保することが妥当と考えています。</p>	
担当	<p>経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156</p>

番号	③
項目	苦情が大阪市や区役所に殺到しているから受付を停止するとの判断になったと思いますが、実際に西成区役所に苦情は何件あるのか、その苦情はその都度解決しているのか、苦情処理の結果について教えてください。
(回答) 西成区役所へ民泊に関連する苦情があった場合は、苦情内容に応じて、本市の民泊関連所管部署や、当区で実施しております弁護士による法律相談などをご案内しております。	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683

番号	④
項目	<p>空き家を民泊に開放し、観光客を呼び込むことには成功していると思いますが、その経済効果は、西成区としてはどの程度あるのでしょうか。教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、特区民泊は、急増するインバウンドの宿泊ニーズに応え、一定の役割を果たしてきたと考えていますが、経済効果に関して、現時点でお示しできる数字等はありません。</p>	
担当	<p>経済戦略局 観光部 観光課 電話：06-6469-5156</p>

番号	⑤
項目	<p>特区民泊のオーナーが、中国人が多いのはなぜでしょうか。<u>西成区に住居を持つ外国人人口を国別に教えて下さい。</u>また、外国人居住者が増えることで、どのような変化がありますか。仕事や教育現場などでの変化を教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>外国人人口については別紙のとおりです。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>西成区役所 窓口サービス課 (住民情報) 電話 : 06-6659-9963</p>

番号	⑤
項目	<p>特区民泊のオーナーが、中国人が多いのはなぜでしょうか。西成区に住居を持つ外国人人口を国別に教えてください。また、<u>外国人居住者が増えることで、どのような変化がありますか。仕事や教育現場などでの変化を教えてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>西成区役所では、外国人居住者等が増加していることから、行政情報の多言語化・やさしい日本語化に取り組んでおり、翻訳ツールやトリオホンを活用しています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683

番号	⑤
項目	<p>特区民泊のオーナーが、中国人が多いのはなぜでしょうか。西成区に住居を持つ外国人人口を国別で教えてください。また、<u>外国人居住者が増えることで、どのような変化がありますか。</u> <u>仕事や教育現場などでの変化を教えてください。</u></p>
<p>本市の国際化の進展は著しく、様々な理由で来日する子どもたちが急増し、多国籍化しています。令和7年度は、約60の国や地域につながる子どもが市内学校園で学ぶ状況が続いています。教育委員会では、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことのできる多文化共生を推進し、取り組んでおります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-8128

番号	⑥
項目	<p>安心安全のまちづくりの観点から心配なのは、防災の問題です。特に駅前とか交通至便なところに民泊が集中してできていると思います。<u>区役所として具体的に地図で民泊がどこにあるのか把握していますか。</u>また、民泊を多く抱える町会の防災問題について教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>西成区役所におきましては、民泊の申請や指導等の権限が有する所管部署が無いことから、具体的な民泊の場所等については、把握しておりません。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	西成区役所 総務課 電話：06-6659-9683

番号	⑥
項目	<p>安心安全のまちづくりの観点から心配なのは、防災の問題です。特に駅前とか交通至便なところに民泊が集中してできていると思います。区役所として具体的に地図で民泊がどこにあるのか把握していますか。また、<u>民泊を多く抱える町会の防災問題について教えて下さい。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>旅行者の発災時における滞在場所は、地域住民等が避難する災害時避難所ではなく、滞在又は予約している宿泊施設が基本となるため、民泊における災害時の対応については、民泊事業者が宿泊者の対応を行うこととなります。そのため、民泊事業者に対して、宿泊者への災害が発生した場合における連絡先の案内などが義務付けられているところです。</p>	
担当	西成区役所 市民協働課 (防災担当) 電話：06-6659-9734